

別表第1

旧規則			改正規則 (H23年8月施行)		
別表第1(第3条及び第4条)対象事業			別表第1(第3条及び第4条)第1分類事業及び第2分類事業		
事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
1 道路の建設	(1) <u>高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)の新設(新たに起点又は終点を設定して高速自動車国道を建設することをいう。以下同じ。)の事業</u>		1 道路の建設	削除	
	(2) <u>高速自動車国道の改築(新たに起点及び終点を設定することなく高速自動車国道を建設することをいう。以下同じ。)の事業であつて、車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。)の数の増加を伴うもの又は高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設(以下「インターチェンジ」という。)を設けようとするもの</u>			(1) <u>高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項の高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)の改築の事業であつて、車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。)の数の増加を伴うもの又は高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設(以下「インターチェンジ」という。)を設けようとするもの</u>	
	(3) <u>道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路(高速自動車国道を除く。)又は道路法(昭和</u>			(2) <u>道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項又は第2項に規定する自動車のみ的一般交通の用に供する道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)の新設の事業</u>	

	<p>27 年法律第 180 号) 第 48 条の 2 第 1 項の<u>規定に基づく指定を行おうとする同法第 48 条の 4 第 1 項の自動車専用道路(以下「自動車専用道路」という。)</u>の新設(新たに<u>起点又は終点を設定して自動車専用道路を建設することをいう。以下同じ。)</u>の事業</p>				
	<p>(4) <u>道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路(高速自動車国道を除く。)</u>、<u>道路法第 48 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定を行おうとする道路又は同条第 2 項の規定に基づく指定が行われた自動車専用道路の改築(新たに起点及び終点を設定することなく自動車専用道路を建設することをいう。以下同じ。)</u>の事業であって、<u>車線の数の増加を伴うもの</u></p>			<p>(3) <u>自動車専用道路の改築の事業であって、車線の数の増加を伴うもの</u></p>	
	<p>(5) <u>道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項の自動車道(以下「自動車道」という。)</u>の新設(新たに<u>起点又は終点を設定して自動車道を建設することをいう。)</u>の事業</p>			<p>削除</p>	
	<p>(6) <u>自動車道の改築(新たに起点及び終点を設定することなく自動車道を建設することをいう。)</u>の事業であって、<u>車線に相当するもの(以下「車線</u></p>			<p>削除</p>	

	相当部」という。)の数の増加を伴うもの				
	(7) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号の道路(以下「 <u>道路交通法の道路</u> 」という。)の新設(新たに起点又は終点を設定して <u>道路交通法の道路を建設</u> することをいう。以下同じ。)の事業であって、車線又は車線相当部(以下「 <u>車線等</u> 」という。)の数が4以上で、かつ、長さが3キロメートル以上であるもの((1)、(3)及び(5)に掲げる要件に該当するものを除く。)	(1) 道路交通法の道路の新設の事業であって、車線等の数が4以上で、かつ、長さが2.5キロメートル以上3キロメートル未満であるもの(この項の第1分類事業の要件の欄の(1)、(3)及び(5)に掲げる要件に該当するものを除く。)		(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号の道路(以下「 <u>道路交通法の道路</u> 」という。)の新設の事業であって、車線又は車線に相当するもの(以下「 <u>車線等</u> 」という。)の数が4以上で、かつ、長さが3キロメートル以上であるもの((2)に掲げる要件に該当するものを除く。)	(1) 道路交通法の道路の新設の事業であって、車線等の数が4以上で、かつ、長さが2.5キロメートル以上3キロメートル未満であるもの(この項の第1分類事業の要件の欄の(2)に掲げる要件に該当するものを除く。)
	(8) 道路交通法の道路の改築(新たに起点及び終点を設定することなく <u>道路交通法の道路を建設</u> することをいう。以下同じ。)の事業(車線等の数の増加を伴うものに限る。以下同じ。)であって、改築後の車線等の数が4以上で、かつ、改築に係る部分の長さが3キロメートル以上であるもの((2)、(4)及び(6)に掲げる要件に該当するものを除く。)	(2) 道路交通法の道路の改築の事業であって、改築後の車線等の数が4以上で、かつ、改築に係る部分の長さが2.5キロメートル以上3キロメートル未満であるもの(この項の第1分類事業の要件の欄の(2)、(4)及び(6)に掲げる要件に該当するものを除く。)		(5) 道路交通法の道路の改築の事業(車線等の数の増加を伴うものに限る。以下同じ。)であって、改築後の車線等の数が4以上で、かつ、改築に係る部分の長さが3キロメートル以上であるもの((1)及び(3)に掲げる要件に該当するものを除く。)	(2) 道路交通法の道路の改築の事業であって、改築後の車線等の数が4以上で、かつ、改築に係る部分の長さが2.5キロメートル以上3キロメートル未満であるもの(この項の第1分類事業の要件の欄の(1)及び(3)に掲げる要件に該当するものを除く。)
2 鉄道及び軌道の建設	(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(以下「 <u>鉄道</u> 」という。)及び軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道(以下「 <u>軌道</u> 」という。)の新設(新たに起点又は終点を設定して <u>鉄道及び軌道を建設</u> することをいう。以下同		2 鉄道及び軌道の建設	(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道(以下「 <u>鉄道</u> 」という。)又は軌道法(大正10年法律第76号)の適用を受ける軌道(以下「 <u>軌道</u> 」という。)の <u>建設</u> の事業	

	じ。)の事業				
	(2) 鉄道及び軌道の改良(新たに起点及び終点を設定することなく鉄道及び軌道を建設することをいう。以下同じ。)の事業であって、線路の増設又は延長が1キロメートル以上の高架化、地下化若しくは掘割化を伴うもの			(2) 鉄道又は軌道の改良の事業であって、本線路の増設(1の停車場に係るものを除く。)又は長さが1キロメートル以上の高架化、地下化若しくは掘割化を伴うもの	
3 工場及び事業場の建設	(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の特定工場(電気供給業に係る工場又は事業場を除く。以下「特定工場」という。)の新設の事業であって、排水水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第5項の排水水をいう。以下同じ。)の量(間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。)が1,000立方メートル以上であるもの、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)第3条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考1に定めるところにより重油の量に換算した量の1時間当たりの合計量(以下「燃料使用量」という。)が4キロリットル以上であるもの又は敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(1) 特定工場の新設の事業であって、排水量が750立方メートル以上1,000立方メートル未満であるもの、燃料使用量が3キロリットル以上4キロリットル未満であるもの又は敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの	3 工場及び事業場の建設	(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の特定工場(電気供給業に係る工場又は事業場を除く。以下「特定工場」という。)の新設の事業であって、排水水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第6項の排水水をいう。)の量(間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。)が1,000立方メートル以上であるもの、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号)第3条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考1に定めるところにより重油の量に換算した量の1時間当たりの合計量(以下「燃料使用量」という。)が4キロリットル以上であるもの又は敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(1) 特定工場の新設の事業であって、排水量が750立方メートル以上1,000立方メートル未満であるもの、燃料使用量が3キロリットル以上4キロリットル未満であるもの又は敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
	(2) 特定工場の増設(敷地面積若しくは建	(2) 特定工場の増設の事業であって、排水量		(2) 特定工場の増設(敷地面積若しくは建	(2) 特定工場の増設の事業であって、排水量

	<p>建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場になる場合を含む。)の事業であって、排水量が1,000立方メートル以上増加するもの、燃料使用量が4キロリットル以上増加するもの又は敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>が750立方メートル以上1,000立方メートル未満増加するもの、燃料使用量が3キロリットル以上4キロリットル未満増加するもの又は敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの</p>		<p>建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場になる場合を含む。以下同じ。)の事業であって、排水量が1,000立方メートル以上増加するもの、燃料使用量が4キロリットル以上増加するもの又は敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>が750立方メートル以上1,000立方メートル未満増加するもの、燃料使用量が3キロリットル以上4キロリットル未満増加するもの又は敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの</p>
4 電気工作物の建設	<p>(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号の電気工作物(以下「電気工作物」という。)のうち、<u>発電(火力又は原子力を原動力とするものに限る。)</u>のために設置する電気工作物であって同項第1号の一般電気事業(以下「一般電気事業」という。)又は同項第3号の卸電気事業(以下「卸電気事業」という。)の用に供するもの(以下「一般電気事業等の用に供する発電電気工作物」という。)の新設の事業であって、<u>火力を原動力とする発電にあつては出力が10万キロワット以上であるもの</u></p>	<p>(1) <u>一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業</u>であって、<u>火力を原動力とするものにあつては出力が7.5万キロワット以上10万キロワット未満であるもの</u></p>	4 電気工作物の建設	<p>(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項の事業用電気工作物(以下「電気工作物」という。)のうち、<u>火力を原動力とする発電用のもの(6の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「火力発電施設」という。)</u>の新設の事業であって、出力が<u>2万キロワット以上であるもの</u></p>	<p>(1) <u>火力発電施設の新設の事業</u>であって、出力が<u>1.5万キロワット以上2万キロワット未満であるもの</u></p>
	<p>(2) <u>一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業</u>であって、<u>原子力を原動力とする発電にあつては出力が増大するもの、火力を原動力とする発電にあつては出力が10万キロワ</u></p>	<p>(2) <u>一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業</u>であって、<u>火力を原動力とするものにあつては出力が7.5万キロワット以上10万キロワット未満増加するもの</u></p>		<p>(2) <u>火力発電施設</u>の増設の事業であって、出力が<u>2万キロワット以上増加するもの</u></p>	<p>(2) <u>火力発電施設</u>の増設の事業であって、出力が<u>1.5万キロワット以上2万キロワット未満増加するもの</u></p>

	ット以上増加するもの				
	<p>(3) <u>電気工作物のうち発電(火力又は原子力を原動力とするものに限る。)のために設置する電気工作物であって電気事業法第2条第1項第5号の特定電気事業(以下「特定電気事業」という。)、同項第7号の特定規模電気事業又は同項第11号の卸供給(以下「卸供給」という。)の用に供するもの(3の項及び6の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「特定電気事業等の用に供する発電電気工作物」という。)の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの又は燃料使用量が4キロリットル以上であるもの</u></p>	<p>(3) <u>特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量が4キロリットル未満であるものうち敷地面積が2.5ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量が3キロリットル未満であるものを除いたもの</u></p>		削除	削除
	<p>(4) <u>特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの又は燃料使用量が4キロリットル以上増加するもの</u></p>	<p>(4) <u>特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業であって、敷地面積の増加が3ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量の増加が4キロリットル未満であるものうち敷地面積の増加が2.5ヘクタール未満であり、かつ、燃料使用量の増加が3キロリットル未満であるものを除いたもの</u></p>		削除	削除
	<p>(5) <u>電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であって、敷地面積が3ヘク</u></p>	<p>(5) <u>変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの</u></p>		<p>(3) <u>電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であって、敷地面積が3ヘク</u></p>	<p>(3) <u>変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの</u></p>

	タール以上であるもの			タール以上であるもの	
	(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの		(4) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(4) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
5 自然科学研究所の建設	(1) 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験又は検査を行う施設(3の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「自然科学研究所」という。)の新設の事業であって、当該新設する部分の敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ、当該新設する部分について、化学物質等を使用する施設として法令等の規定に基づく届出を要するもの	(1) 自然科学研究所の新設の事業であって、当該新設する部分の敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満で、かつ、当該新設する部分について、化学物質等を使用する施設として法令等の規定に基づく届出を要するもの	5 自然科学研究所の建設	(1) 洗浄施設又は焼入施設を設置する水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げる事業場(同条第4号の事業場及び3の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「自然科学研究所」という。)の新設の事業であって、当該新設する部分の敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(1) 自然科学研究所の新設の事業であって、当該新設する部分の敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
	(2) 自然科学研究所の増設の事業であって、当該増設する部分の敷地面積が3ヘクタール以上増加し、かつ、当該増設する部分について、化学物質等を使用する施設として法令等の規定に基づく届出を要するもの	(2) 自然科学研究所の増設の事業であって、当該増設する部分の敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加し、かつ、当該増設する部分について、化学物質等を使用する施設として法令等の規定に基づく届出を要するもの		(2) 自然科学研究所の増設の事業であって、当該増設する部分の敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(2) 自然科学研究所の増設の事業であって、当該増設する部分の敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
6 廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項のごみ処理施設(3の項に掲げる事業に含まれるものを除き、 <u>特定電気事業等の用に供する発電電気工作物を一体として併設する場合を含む。</u> 以下「ごみ処理施設」という。)の新設の事業であって、処理能力が1日	(1) ごみ処理施設の新設の事業であって、処理能力が1日 <u>150</u> トン以上 <u>200</u> トン未満のもの	6 廃棄物処理施設の建設	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項のごみ処理施設(3の項に掲げる事業に含まれるものを除き、 <u>火力発電施設を一体として併設する場合を含む。</u> 以下「ごみ処理施設」という。)又は同法 <u>第15条第1項の産業廃棄物処理施設(同項に規定する産業廃棄物</u>	(1) <u>ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設の新設の事業であって、処理能力が1日 <u>75</u> トン以上 <u>100</u> トン未満であるもの</u>

	200 トン以上のもの			の最終処分場(以下「産業廃棄物の最終処分場」という。)及び3の項に掲げる事業に含まれるものを除き、火力発電施設を一体として併設する場合を含む。以下「産業廃棄物処理施設」という。)のうち、焼却施設の新設の事業であって、処理能力が1日 100 トン以上であるもの	
	(2) ごみ処理施設の増設の事業であって、処理能力が1日 200 トン以上増加するもの	(2) ごみ処理施設の増設の事業であって、処理能力が1日 150 トン以上 200 トン未満増加するもの		(2) ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設の増設の事業であって、処理能力が1日 100 トン以上増加するもの	(2) ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設の増設の事業であって、処理能力が1日 75 トン以上 100 トン未満増加するもの
	(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物の最終処分場」という。)の新設の事業であって、埋立処分の用に供される場所の面積(以下「埋立面積」という。)が3ヘクタール以上であるもの	(3) 一般廃棄物の最終処分場の新設の事業であって、埋立面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの		(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物の最終処分場」という。)又は産業廃棄物の最終処分場の新設の事業であって、埋立処分の用に供される場所の面積(以下「埋立面積」という。)が2ヘクタール以上であるもの	(3) 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の新設の事業であって、埋立面積が1.5ヘクタール以上2ヘクタール未満であるもの
	(4) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が3ヘクタール以上増加するもの	(4) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの		(4) 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が2ヘクタール以上増加するもの	(4) 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の増設の事業であって、埋立面積が1.5ヘクタール以上2ヘクタール未満増加するもの
	(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の産業廃棄物処理施設(3の項に掲げる事業に含まれるものを除き、特定電気事業等の用に供する発電電気工作物を一体として併設す	(5) 産業廃棄物処理施設の新設の事業であって、敷地面積が7,000平方メートル以上9,000平方メートル未満若しくは建築面積の合計が2,500平方メートル以上3,000平方メートル未		(5) ごみ処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項ただし書に規定する事業者が設置するものを除く。)又は産業廃棄物処理施設(同法第14条第6項ただし書及び第14	(5) 廃棄物中間処理施設の新設の事業であって、敷地面積が7,000平方メートル以上9,000平方メートル未満であるもの(1)及びこの項の第1分類事業の要件の欄の(1)に掲げる要件

	<p>る場合を含む。以下「産業廃棄物処理施設」という。)の新設の事業であって、敷地面積が 9,000 平方メートル以上若しくは建築面積の合計が 3,000 平方メートル以上の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる施設(以下「中間処理施設」という。)又は埋立面積が 2 ヘクタール以上の同条第 14 号に掲げる施設(以下「産業廃棄物の最終処分場」という。)</p>	<p>満の中間処理施設又は埋立面積が 1.5 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満の産業廃棄物の最終処分場</p>		<p>条の 4 第 6 項ただし書に規定する事業者が設置するものを除く。)(以下これらを「廃棄物中間処理施設」と総称する。)の新設の事業であって、敷地面積が 9,000 平方メートル以上であるもの((1)及びこの項の第 2 分類事業の要件の欄の(1)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>	<p>に該当するものを除く。)</p>
	<p>(6) 産業廃棄物処理施設の増設の事業であって、敷地面積が 9,000 平方メートル以上若しくは建築面積の合計が 3,000 平方メートル以上増加する中間処理施設又は埋立面積が 2 ヘクタール以上増加する産業廃棄物の最終処分場</p>	<p>(6) 産業廃棄物処理施設の増設の事業であって、敷地面積が 7,000 平方メートル以上 9,000 平方メートル未満若しくは建築面積の合計が 2,500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満増加する中間処理施設又は埋立面積が 1.5 ヘクタール以上 2 ヘクタール未満増加する産業廃棄物の最終処分場</p>		<p>(6) 廃棄物中間処理施設の増設の事業であって、敷地面積が 9,000 平方メートル以上増加するもの((2) 及びこの項の第 2 分類事業の要件の欄の(2)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>	<p>(6) 廃棄物中間処理施設の増設の事業であって、敷地面積が 7,000 平方メートル以上 9,000 平方メートル未満増加するもの((2) 及びこの項の第 1 分類事業の要件の欄の(2)に掲げる要件に該当するものを除く。)</p>
7 下水道 終末処理 場の建設	<p>(1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号の終末処理場(以下「終末処理場」という。)の新設の事業であって、敷地面積が 3 ヘクタール以上であるもの</p>	<p>(1) 終末処理場の新設の事業であって、敷地面積が 2.5 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満であるもの</p>	7 下水道 終末処理 場の建設	<p>(1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号の終末処理場(以下「終末処理場」という。)の新設の事業であって、敷地面積が 3 ヘクタール以上であるもの</p>	<p>(1) 終末処理場の新設の事業であって、敷地面積が 2.5 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満であるもの</p>
	<p>(2) 終末処理場の増設の事業であって、敷地面積が 3 ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>(2) 終末処理場の増設の事業であって、敷地面積が 2.5 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満増加するもの</p>		<p>(2) 終末処理場の増設の事業であって、敷地面積が 3 ヘクタール以上増加するもの</p>	<p>(2) 終末処理場の増設の事業であって、敷地面積が 2.5 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満増加するもの</p>
8 飛行場	<p>(1) 航空法施行規則</p>		8 飛行場	<p>(1) 航空法施行規則</p>	

の建設	(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 75 条第 1 項に規定する飛行場(以下「飛行場」という。)の新設の事業		の建設	(昭和 27 年運輸省令第 56 号)第 75 条第 1 項に規定する空港等(以下「空港等」という。)の新設の事業	
	(2) 飛行場の増設の事業(滑走路及び着陸帯の新設、拡幅、延長又は位置の変更に限る。)			(2) 空港等の増設(滑走路及び着陸帯の新設、拡幅、延長又は位置の変更に限る。以下同じ。)の事業	
9 公有水面の埋立て	公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業であって、埋立て又は干拓に係る区域の面積が 15 ヘクタール以上であるもの	<u>公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業であって、埋立て又は干拓に係る区域の面積が 12 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満であるもの</u>	9 公有水面の埋立て	公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て又は干拓(以下「 <u>公有水面の埋立て又は干拓</u> 」という。)の事業であって、埋立て又は干拓に係る区域の面積が 15 ヘクタール以上であるもの	公有水面の埋立て又は干拓の事業であって、埋立て又は干拓に係る区域の面積が 12 ヘクタール以上 15 ヘクタール未満であるもの
10 高層建築物の建設	<u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物(以下「建築物」という。)の新築の事業であって、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ(以下「建築物の高さ」という。)が100メートル以上で、かつ、同項第4号に規定する延べ面積(以下「延べ面積」という。)が5万平方メートル以上であるもの</u>	<u>建築物の新築の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの(都市計画法第8条第1項第3号の高度地区であって、建築物の高さの最低限度を14メートルとして集団的形狀で指定した区域で、かつ、同法第12条の5第6項により建築物の高さの最高限度を75メートル以上に指定した区域に新築するものを除く。)</u>	10 高層建築物の建設	<u>建築物の建設の事業であって、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さ(以下「建築物の高さ」という。)が100メートル以上で、かつ、同項第4号(ただし書を除く。)の延べ面積(以下「延べ面積」という。)が5万平方メートル以上であるもの。ただし、都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域(以下「特定の区域」という。)に建設する場合にあつては、建築物の高さが180メートル以上で、かつ、延べ面積が15万平方メートル以上であるもの</u>	<u>建築物の建設の事業であって、建築物の高さが75メートル以上100メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの。ただし、特定の区域に建設する場合にあつては、建築物の高さが100メートル以上180メートル未満で、かつ、延べ面積が5万平方メートル以上であるもの</u>
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	(1) 都市計画法第4条第11項の第2種特定工作物(以下「第2種特定工作物」という。)の新設の事業(当該第	(1) 第2種特定工作物の新設の事業(当該第2種特定工作物に係る事業の用に供する区域が市街化区域内	11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	(1) 都市計画法第4条第11項の第2種特定工作物(以下「第2種特定工作物」という。)の新設の事業であつ	(1) 第2種特定工作物の新設の事業であつて、当該第2種特定工作物に係る事業の用に供する区域が市街

	2種特定工作物に係る事業の用に供する区域が同法第7条第1項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域内」という。)にある場合にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が20ヘクタール以上であるもの、同項に規定する市街化調整区域内(以下「市街化調整区域内」という。)にある場合にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が10ヘクタール以上であるものに限る。)	にある場合にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が15ヘクタール以上20ヘクタール未満であるもの、市街化調整区域内にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満であるものに限る。)		て、当該第2種特定工作物に係る事業の用に供する区域が、同法第7条第1項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域内」という。)にある場合にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が20ヘクタール以上、同項に規定する市街化調整区域内(以下「市街化調整区域内」という。)にある場合にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が10ヘクタール以上であるもの	化区域内にある場合にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が15ヘクタール以上20ヘクタール未満、市街化調整区域内にある場合にあつては当該事業の用に供する区域の面積の合計が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満であるもの
	(2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園(以下「都市公園」という。)の新設の事業であつて、敷地面積が20ヘクタール以上で、かつ、当該新設に係る土地の形質変更を行う区域(以下「形質変更区域」という。)の面積が10ヘクタール以上であるもの	(2) 都市公園の新設の事業であつて、敷地面積が15ヘクタール以上20ヘクタール未満で、かつ、形質変更区域の面積が7.5ヘクタール以上であるもの		(2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園(以下「都市公園」という。)の新設の事業であつて、敷地面積が20ヘクタール以上で、かつ、当該新設に係る土地の形質変更を行う区域(以下「形質変更区域」という。)の面積が10ヘクタール以上であるもの	(2) 都市公園の新設の事業であつて、敷地面積が15ヘクタール以上で、かつ、形質変更区域の面積が7.5ヘクタール以上であるもの(この項の第1分類事業の要件の欄の(2)に掲げる要件に該当するものを除く。)
12 工業団地の造成	工場立地法第4条第1項第3号イの工業団地(以下「工業団地」という。)の造成の事業であつて、都市計画法第4条第12項の開發行為(以下「開發行為」という。)を伴うもの(当該造成に係る土地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。)	工業団地の造成であつて、開發行為を伴うもの(当該造成に係る土地の面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満であるものに限る。)	12 工業団地の造成	工場立地法第4条第1項第3号イの工業団地(以下「工業団地」という。)の造成の事業であつて、当該造成に係る土地の面積が10ヘクタール以上で、かつ、都市計画法第4条第12項の開發行為(以下「開發行為」という。)を伴うもの	工業団地の造成の事業であつて、当該造成に係る土地の面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満で、かつ、開發行為を伴うもの
13 流通業務団地の造成	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業(以下「流通業務団地造成	流通業務団地造成事業であつて、開發行為を伴うもの(施行区域の面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満であるものに	13 流通業務団地の造成	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業(以下「流通業務団地造成	流通業務団地造成事業であつて、当該流通業務団地造成事業に係る面積が7.5ヘクタール以上10ヘクタール未満で、かつ、

	事業」という。)であ って、 <u>開発行為を伴う もの(施行区域の面積 が10ヘクタール以上 であるものに限る。)</u>	<u>限る。)</u>		事業」という。)であ って、 <u>当該流通業務団 地造成事業に係る面 積が10ヘクタール以 上で、かつ、開発行為 を伴うもの</u>	<u>開発行為を伴うもの</u>
14 土地区 画整理事 業	土地区画整理法(昭 和29年法律第119号) 第2条第1項の土地 区画整理事業(以下 「土地区画整理事業」 という。)であって、 <u>開発行為を伴うもの</u> (当該土地区画整理事 業に係る面積が40ヘ クタール以上である ものに限る。)。た だし、森林法第5条第 2項第1号の規定によ り定められた森林の 区域を10ヘクタール 以上含む場合にあつ ては、当該土地区画整 理事業に係る面積が 20ヘクタール以上で あるもの	土地区画整理事業 であって、 <u>開発行為を 伴うもの(当該土地区 画整理事業に係る面 積が30ヘクタール以 上40ヘクタール未満 であるものに限る(こ の項の第1分類事業 の要件の欄に掲げる 要件に該当するもの を除く。))。ただし、 森林法第5条第2項 第1号の規定により 定められた森林の区 域を7.5ヘクタール以 上含む場合にあつて は、当該土地区画整 理事業に係る面積が15 ヘクタール以上40ヘ クタール未満である もの(この項の第1分 類事業の要件の欄に 掲げる要件に該当す るものを除く。)</u>	14 土地区 画整理事 業	土地区画整理法(昭 和29年法律第119号) 第2条第1項の土地 区画整理事業(以下 「土地区画整理事業」 という。)であって、 当該土地区画整理事 業に係る面積が40ヘ クタール以上で、 <u>か つ、開発行為を伴うも の</u> 。ただし、森林法第 5条第2項第1号の 規定により定められ た森林の区域を10ヘ クタール以上含む場 合にあつては、当該土 地区画整理事業に係 る面積が20ヘクター ル以上であるもの	土地区画整理事業 であって、当該土地 区画整理事業に係る 面積が30ヘクタール 以上で、 <u>かつ、開発行為 を伴うもの</u> (この項 の第1分類事業の要 件の欄に掲げる要件 に該当するものを除 く。)。ただし、森林 法第5条第2項第1 号の規定により定め られた森林の区域を 7.5ヘクタール以上 含む場合にあっては、 当該土地区画整理事 業に係る面積が15ヘ クタール以上である もの(この項の第1分 類事業の要件の欄に 掲げる要件に該当す るものを除く。)
15 開発行 為に係る 事業(前各 項に掲げ るものを 除く。)	開発行為に係る事 業(当該開発行為の用 に供する区域が市街 化区域内にあつては 当該区域の面積が20 ヘクタール以上であ るもの、市街化調整区 域内にあつては当該 区域の面積が10ヘク タール以上であるも の <u>に限る。)</u>	開発行為に係る事 業(当該開発行為の用 に供する区域が市街 化区域内にあつては 当該区域の面積が15 ヘクタール以上20ヘ クタール未満である もの、市街化調整区 域内にあつては当該 区域の面積が7.5ヘク タール以上10ヘクタ ール未満であるもの <u>に限る。)</u>	15 開発行 為に係る 事業(前各 項に掲げ るものを 除く。)	開発行為に係る事 業であつて、当該開発 行為の用に供する区 域が市街化区域内に <u>ある場合</u> にあつては 当該区域の面積が20 ヘクタール以上、市街 化調整区域内にある <u>場合</u> にあつては当該 区域の面積が10ヘク タール以上であるも の	開発行為に係る事 業であつて、当該開発 行為の用に供する区 域が市街化区域内に <u>ある場合</u> にあつては 当該区域の面積が15 ヘクタール以上20ヘ クタール未満、市街化 調整区域内にある場 合にあつては当該区 域の面積が7.5ヘク タール以上10ヘクタ ール未満であるもの
備考	1 重油以外の原料及び燃料の重油の量への換算 は、当該原料及び燃料の使用量を当該原料及び燃 料それぞれの発熱量に相当する発熱量を有する 重油(発熱量は、39,558.1725 キロジュールとす る。)の量(単位 1)に相当するものとして算出す る。 2 1の項から8の項まで及び10の項に掲げる事		備考	1 重油以外の原料及び燃料の重油の量への換算 は、当該原料及び燃料の使用量を当該原料及び燃 料それぞれの発熱量に相当する発熱量を有する 重油(発熱量は、39,558.1725 キロジュールとす る。)の量(単位リットル)に相当するものとして 算出する。 2 3の項、4の項、6の項及び10の項に掲げる	

業のいずれかに該当する対象事業の範囲には、それぞれの対象事業の内容となっている既存の工作物を除却して、同一の事業の種類に属する工作物を当該既存の工作物を含む対象事業の敷地と同一の敷地内に設置する事業(3の項に掲げる事業にあつては排水量及び燃料使用量、4の項の(1)に掲げる事業にあつては出力、同項の(3)に掲げる事業にあつては燃料使用量並びに6の項に掲げる事業にあつては処理能力が当該既存の工作物より大きいものを除く。)を含まないものとする。

事業の種類に該当する事業であつて、同一の事業の種類に属する既存の工作物を除却して、当該既存の工作物を含む敷地と同一の敷地内に新たに工作物を設置する事業にあつては、当該事業により新たに設置する工作物の規模(3の項に掲げる事業に係る工作物にあつては排水量及び燃料使用量、4の項に掲げる事業に係る工作物にあつては出力、6の項に掲げる事業に係る工作物にあつては処理能力並びに10の項に掲げる事業に係る工作物にあつては建築物の高さをいう。以下同じ。)は、現に行われる当該事業の工作物の規模から当該除却する既存の工作物の規模を減じたものとする。

別表第2

旧規則		改正規則 (H23年8月施行)	
別表第2 (第8条) 方法書の提出時期		別表第2 (第17条) 方法書の提出時期	
対象事業の種類	方法書の提出時期	対象事業の種類	方法書の提出時期
1 道路の建設	(1) <u>高速自動車国道の新設の事業</u>	1 道路の建設	削除
	(2) <u>高速自動車国道の改築の事業</u>		(1) <u>高速自動車国道の改築の事業</u>
	(3) <u>道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路(高速自動車国道を除く。)又は道路法第48条の2第1項の規定により指定を受けようとする自動車専用道路の新設の事業</u>	(2) <u>自動車専用道路の新設の事業</u>	
	(4) <u>道路整備特別措置法の規定により東日本高速道路株式会社、首都</u>	(3) <u>自動車専用道路の改築の事業</u>	
	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあっては同法第3条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業以外の事業にあっては高速自動車国道法第7条第1項の規定に基づく高速自動車国道の区域の決定又は変更		次に掲げる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の適用を受ける事業にあっては同法第3条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業以外の事業にあっては高速自動車国道法第7条第1項の規定に基づく高速自動車国道の区域の決定又は変更
	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあっては同法第3条第1項、第10条第1項又は第18条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業以外の事業にあっては道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更		次に掲げる行為の前とする。 (1) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業にあっては同法第3条第1項、第10条第1項又は第18条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 道路整備特別措置法の適用を受ける事業以外の事業にあっては道路法第18条第1項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更

<p>高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路(高速自動車国道を除く。)又は道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により指定を受けようとする又は指定を受けた自動車専用道路の改築の事業</p>			
<p>(5) <u>自動車道の新設の事業</u></p>	<p>次に掲げる行為の前とする。 (1) <u>道路運送法第2条第2項の自動車運送事業(以下「自動車運送事業」という。)を営しようとする者が行う自動車道の新設の事業にあつては同法第75条第3項において準用する同法第50条第1項の規定に基づく認可の申請</u> (2) <u>道路運送法第2条第5項の自動車道事業(以下「自動車道事業」という。)を営しようとする者が行う自動車道の新設の事業にあつては同法第48条第1項の規定に基づく免許の申請</u></p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>
<p>(6) <u>自動車道の改築の事業</u></p>	<p>次に掲げる行為の前とする。 (1) <u>自動車運送事業を営業者が行う自動車道の改築にあつては道路運送法第75条第3項において準用する同法第50条第1項の規定に基づく認可の申請</u> (2) <u>自動車道事業を営業者が行う自動車道の改築にあつては同法第67条において準用する同法第54条第1項の規定に基づく認可の申請</u></p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>

	<p>(7) 道路交通法の道路の新設の事業</p> <p>(8) 道路交通法の道路の改築の事業</p>	<p>道路法第 18 条第 1 項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更の前</p>		<p>(4) 道路交通法の道路の新設の事業</p> <p>(5) 道路交通法の道路の改築の事業</p>	<p>道路法第 18 条第 1 項の規定に基づく道路の区域の決定又は変更の前</p>
2 鉄道及び軌道の建設	<p>(1) 鉄道及び軌道の<u>新設</u>の事業</p> <p>(2) 鉄道及び軌道の改良の事業</p>	<p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) 鉄道事業法第 8 条第 1 項の規定に基づく工事施行の認可の申請</p> <p>(2) 軌道法第 5 条第 1 項の規定に基づく工事施行の認可の申請</p> <p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) 鉄道事業法第 12 条第 1 項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(2) 軌道法第 5 条第 1 項の規定に基づく工事施行の認可の申請</p>	2 鉄道及び軌道の建設	<p>(1) 鉄道又は軌道の<u>建設</u>の事業</p> <p>(2) 鉄道又は軌道の改良の事業</p>	<p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) 鉄道事業法第 8 条第 1 項の規定に基づく工事施行の認可の申請</p> <p>(2) 軌道法第 5 条第 1 項の規定に基づく工事施行の認可の申請</p> <p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) 鉄道事業法第 12 条第 1 項の規定に基づく認可の申請</p> <p>(2) 軌道法第 5 条第 1 項の規定に基づく工事施行の認可の申請</p>
3 工場及び事業場の建設	<p>(1) 特定工場の新設の事業</p>	<p>次に掲げる行為のうち、<u>最初</u>に行われる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>都市計画法第 32 条の規定に基づく協議(以下「都市計画法の管理者への協議」という。)</u></p> <p>(2) <u>宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく許可の申請又は同法第 11 条の規定に基づく協議(以下「宅造法の許可申請又は協議」という。)</u></p> <p>(3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく許可の申請(以下「生活環境保全条例の許可申請」という。)</p> <p>(4) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 6 条第 1 項の規定に基づく届出</p> <p>(5) 水質汚濁防止法第 5 条の規定に基づく届出</p> <p>(6) <u>建築基準法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づく確認の申請書の提出又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知(以下「建築確認申請等」という。)</u></p> <p>(7) <u>工場立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出(以下「工場立地法の届出」という。)</u></p>	3 工場及び事業場の建設	<p>(1) 特定工場の新設の事業</p>	<p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第 3 条第 1 項の規定に基づく許可の申請(以下「生活環境保全条例の許可申請」という。)</p> <p>(2) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 6 条第 1 項の規定に基づく届出</p> <p>(3) 水質汚濁防止法第 5 条の規定に基づく届出</p> <p>(4) 工場立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく届出</p>

	(2) 特定工場の増設の事業	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 都市計画法の管理者への協議 (2) 宅造法の許可申請又は協議 (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第8条第1項の規定に基づく許可の申請(以下「生活環境保全条例の変更許可申請」という。) (4) 大気汚染防止法第8条第1項の規定に基づく届出 (5) 水質汚濁防止法第7条の規定に基づく届出 (6) 建築確認申請等 (7) 工場立地法の届出		(2) 特定工場の増設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第8条第1項の規定に基づく許可の申請(以下「生活環境保全条例の変更許可申請」という。) (2) 大気汚染防止法第8条第1項の規定に基づく届出 (3) 水質汚濁防止法第7条の規定に基づく届出 (4) 工場立地法第8条第1項の規定に基づく届出
4 電気工作物の建設	(1) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 建築確認申請等 (2) 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物の設置を伴う事業にあつては同法第47条第1項の規定に基づく認可申請又は同法第48条第1項の規定に基づく届出	4 電気工作物の建設	(1) 火力発電施設の新設の事業	電気事業法第47条第1項の規定に基づく認可の申請又は同法第48条第1項の規定に基づく届出の前
	(2) 一般電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業			(2) 火力発電施設を増設の事業	
	(3) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の新設の事業			削除	
	(4) 特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の増設の事業			削除	
	(5) 変電所の新設の事業			(3) 変電所の新設の事業	
	(6) 変電所の増設の事業			(4) 変電所の増設の事業	
5 自然科学研究所の建設	(1) 自然科学研究所の新設の事業	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 生活環境保全条例の許可申請 (2) 横浜市中高層建築物等の建	5 自然科学研究所の建設	(1) 自然科学研究所の新設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 生活環境保全条例の許可申請 (2) 水質汚濁防止法第5条の規

		<p><u>築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)第10条の規定に基づく標識の設置(以下「住環境保全条例の標識設置」という。)</u></p> <p>(3) <u>建築基準法第78条の建築審査会の同意(以下「建築審査会の同意」という。)</u></p> <p>(4) <u>建築確認申請等</u></p>			<p><u>定に基づく届出</u></p>
	(2) 自然科学研究所の増設の事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>生活環境保全条例の変更許可申請</u></p> <p>(2) <u>住環境保全条例の標識設置</u></p> <p>(3) <u>建築審査会の同意</u></p> <p>(4) <u>建築確認申請等</u></p>		(2) 自然科学研究所の増設の事業	<p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>生活環境保全条例の変更許可申請</u></p> <p>(2) <u>水質汚濁防止法第7条の規定に基づく届出</u></p>
6 廃棄物処理施設の建設	(1) ごみ処理施設の増設の事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出</u></p>	6 廃棄物処理施設の建設	(1) ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設の増設の事業	<p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p>
	(2) ごみ処理施設の増設の事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定に基づく届出</u></p>		(2) ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設の増設の事業	<p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定に基づく届出</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請</u></p>
	(3) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業	<p>次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出</u></p>		(3) 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の増設の事業	<p>次に掲げる行為の前とする。</p> <p>(1) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p> <p>(2) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出</u></p> <p>(3) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく許可の申請</u></p>

	(4) 一般廃棄物の最終処分場の増設の事業	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定に基づく届出		(4) 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場の増設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定に基づく届出 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請		
	(5) 産業廃棄物処理施設の新設の事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく許可申請の前		(5) 廃棄物中間処理施設の新設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定に基づく届出 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定に基づく許可の申請		
	(6) 産業廃棄物処理施設の増設の事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく許可申請の前		(6) 廃棄物中間処理施設の増設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定に基づく届出 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請		
7	下水道終末処理場の建設	(1) 終末処理場の新設の事業 (2) 終末処理場の増設の事業	都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告の前	7	下水道終末処理場の建設	(1) 終末処理場の新設の事業 (2) 終末処理場の増設の事業	都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告(以下「都市計画の案の公告」という。)の前
8	飛行場の建設	(1) 飛行場の新設の事業 (2) 飛行場の増設の事業	次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 航空法第55条の2第2項において準用する同法第38条第3項の規定に基づく告示 次に掲げる行為のうち、最初に行われる行為の前とする。 (1) 航空法第43条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 航空法第43条第2項にお	8	飛行場の建設	(1) 空港等の新設の事業 (2) 空港等の増設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 航空法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定に基づく告示 次に掲げる行為の前とする。 (1) 航空法第43条第1項の規定に基づく許可の申請 (2) 航空法第55条の2第3項

		いて準用する同法第 38 条第 3 項の規定に基づく告示			において準用する同法第 38 条第 3 項の規定に基づく告示
9 公有水面の埋立て	公有水面の埋立て又は干拓の事業	次に掲げる行為のうち、 <u>最初に行われる行為の前とする。</u> (1) 公有水面埋立法第 2 条第 1 項の規定に基づく免許の出願 (2) 公有水面埋立法第 42 条第 1 項の規定に基づく承認の申請	9 公有水面の埋立て	公有水面の埋立て又は干拓の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 公有水面埋立法第 2 条第 1 項の規定に基づく免許の出願 (2) 公有水面埋立法第 42 条第 1 項の規定に基づく承認の申請
10 高層建築物の建設	建築物の <u>新築</u> の事業	次に掲げる行為のうち、 <u>最初に行われる行為の前とする。</u> (1) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条第 1 号の市街地再開発事業又は都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区を同法に基づき都市計画に定める場合にあつては、 <u>同法第 17 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定による公告 (2) 都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定に基づく認可の申請 (3) 都市計画法の管理者への協議 (4) 宅造法の許可申請又は協議 (5) <u>生活環境保全条例の許可申請</u> (6) <u>住環境保全条例の標識設置</u> (7) <u>建築審査会の同意</u> (8) <u>建築確認申請等</u>	10 高層建築物の建設	建築物の <u>建設</u> の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条第 1 号の市街地再開発事業又は都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の特定街区を同法に基づき都市計画に定める場合にあつては、 <u>都市計画の案の公告</u> (2) 都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項の規定に基づく認可の申請 (3) <u>都市計画法第 32 条の規定に基づく協議(以下「都市計画法の管理者への協議」という。)</u> (4) <u>宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく許可の申請又は同法第 11 条の規定に基づく協議(以下「宅造法の許可申請又は協議」という。)</u> (5) <u>横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成 5 年 6 月横浜市条例第 35 号)第 10 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく標識の設置</u>
11 運動、レクリエーション施設等の建設	(1) 第 2 種特定工作物の新設の事業 (2) 都市公園の新設の事業	次に掲げる行為のうち、 <u>最初に行われる行為の前とする。</u> (1) 都市計画法の管理者への協議 (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u>	11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	(1) 第 2 種特定工作物の新設の事業 (2) 都市公園の新設の事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 都市計画法の管理者への協議 (2) <u>都市計画の案の公告</u>
12 工業団地の造成	工業団地の造成の事業	次に掲げる行為のうち、 <u>最初に行われる行為の前とする。</u> (1) 都市計画法の管理者への協議 (2) <u>宅造法の許可申請又は協議</u>	12 工業団地の造成	工業団地の造成の事業	都市計画法の管理者への協議の <u>前</u>

13 流通業務団地の造成	<u>流通業務団地の造成事業</u>	次に掲げる行為のうち、 <u>最初に行われる行為の前とする。</u> (1) <u>都市計画法の管理者への協議</u> (2) 宅造法の許可申請又は協議	13 流通業務団地の造成	<u>流通業務団地の造成事業</u>	次に掲げる行為の前とする。 (1) 都市計画の案の公告 (2) 宅造法の許可申請又は協議
14 土地区画整理事業	土地区画整理事業	次に掲げる行為のうち、 <u>最初に行われる行為の前とする。</u> (1) 土地区画整理法第4条第1項又は同法第14条第1項の規定に基づく認可の申請 (2) 宅造法の許可申請又は協議	14 土地区画整理事業	土地区画整理事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 土地区画整理法第4条第1項又は第14条第1項の規定に基づく認可の申請 (2) 宅造法の許可申請又は協議
15 開発行為に係る事業(前各項に掲げるものを除く。)	開発行為に係る事業	次に掲げる行為のうち、 <u>最初に行われる行為の前とする。</u> (1) 都市計画法の管理者への協議 (2) 宅造法の許可申請又は協議	15 開発行為に係る事業(前各項に掲げるものを除く。)	開発行為に係る事業	次に掲げる行為の前とする。 (1) 都市計画法の管理者への協議 (2) 宅造法の許可申請又は協議 (3) <u>横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)第17条第2項の規定に基づく申請</u>
備考	なし		備考	<u>対象事業についてこの表の方法書の提出時期の欄に掲げる複数の行為を行うこととなる場合には、その最初に行われる行為の前をその方法書の提出時期とする。</u>	

別表第3

旧規則			改正規則 (H23年8月施行)		
別表第3(第31条)軽微な修正			別表第3(第40条)軽微な修正		
対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件	対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 道路の建設	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。	1 道路の建設	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。		車線等の数	車線等の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。		設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した300メートル以上の区間において修正しないこと。		盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した300メートル以上の区間において修正しないこと。
	インターチェンジその他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置	修正前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。		インターチェンジその他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置	修正前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 鉄道及び軌道の建設	鉄道及び軌道の長さ	鉄道及び軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。	2 鉄道及び軌道の建設	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域(別表第1の2の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。		本線路施設区域(別表第1の2の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路(1の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。		本線路(1の停車場に係るものを除く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。

	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した300メートル以上の区間において修正しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が3ヘクタール以上増加しないこと。
3 工場及び事業場の建設	排水量	排水量が10パーセント以上増加しないこと。
	燃料使用量	燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	建築物の建築面積の合計	建築物の建築面積の合計が10パーセント以上増加しないこと。
4 電気工作物の建設	一般電気事業等の用に供する発電電気工作物又は特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の出力	一般電気事業等の用に供する発電電気工作物又は特定電気事業等の用に供する発電電気工作物の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他	

	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる列車又は車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車又は車両の本数	運行される列車又は車両の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した300メートル以上の区間において修正しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が3ヘクタール以上増加しないこと。
3 工場及び事業場の建設	排水量	排水量が10パーセント以上増加しないこと。
	燃料使用量	燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	削除	削除
4 電気工作物の建設	火力発電施設の出力	火力発電施設の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他	

ものの別	
年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
温排水の排出先の水面又は水中の別	
放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。

5 自然科学研究所の建設	<u>科学技術に関する分野の別</u>	
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	建築物の建築面積の合計	建築物の建築面積が10パーセント以上増加しないこと。

6 廃棄物処理施設の建設	対象事業実施区域(埋立処分用の供される場所(以下「埋立処分場」という。))を除く。以下「ごみ処理施設等設置区域」という。)の位置	修正前のごみ処理施設等設置区域から300メートル以上離れた区域が新たにごみ処理施設等設置区域とならないこと。
	<u>ごみ処理施設の1日当たりの処理能力</u>	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	ごみ処理施設の煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	埋立処分場の位置	新たに埋立処分場となる部分の面積が修正前の埋立処分場の面積の10パーセント以上増加しないこと。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規	

ものの別	
年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
温排水の排出先の水面又は水中の別	
放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。

5 自然科学研究所の建設	削除	
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。
	建築物の建築面積の合計	建築物の建築面積の合計が10パーセント以上増加しないこと。

6 廃棄物処理施設の建設	対象事業実施区域(埋立処分用の供される場所(以下「埋立処分場」という。))を除く。以下「ごみ処理施設等設置区域」という。)の位置	修正前のごみ処理施設等設置区域から300メートル以上離れた区域が新たにごみ処理施設等設置区域とならないこと。
	<u>焼却施設(処理能力が1日75トン以上のものに限る。)</u> の処理能力	1日当たりの処理能力が10パーセント以上増加しないこと。
	<u>焼却施設(処理能力が1日75トン以上のものに限る。)</u> の煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	埋立処分場の位置	新たに埋立処分場となる部分の面積が修正前の埋立処分場の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第	

	定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別		<u>300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物の最終処分場若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別</u>		
	<u>中間処理施設の</u> <u>種類</u>		<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設の</u> <u>種類</u>		
	<u>中間処理施設の</u> <u>敷地面積</u>	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。	<u>廃棄物中間処理施設(焼却施設を除く。)</u> の敷地面積	敷地面積が10パーセント以上増加しないこと。	
	<u>中間処理施設の</u> <u>建築物の建築面積の合計</u>	<u>建築物の建築面積の合計が10パーセント以上増加しないこと。</u>	削除	削除	
	<u>中間処理施設の</u> <u>処理能力</u>	1日当たりの処理能力及び1時間当たりの処理能力がそれぞれ10パーセント以上増加しないこと。	<u>廃棄物中間処理施設(焼却施設を除く。)</u> の処理能力	1日当たりの処理能力及び1時間当たりの処理能力がそれぞれ10パーセント以上増加しないこと。	
7 下水道 終末処理場の建設	終末処理場の区域の位置	新たに終末処理場の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、3ヘクタール未満であること。	7 下水道 終末処理場の建設	終末処理場の区域の位置	新たに終末処理場の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、3ヘクタール未満であること。
8 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。	8 飛行場の建設	滑走路の長さ	滑走路の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。		空港等及びその施設の区域の位置	新たに空港等及びその施設の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	修正前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した場		利用を予定する航空機の種類又は数	修正前の空港等周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6条の規定を適用した

		合における同条の値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。			場合における同条の値が75以上となる区域をいう。)から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該 <u>空港等周辺</u> 区域とならないこと。
9 公有水面の埋立て	埋立て又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が修正前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の10パーセント未満であること。	9 公有水面の埋立て	埋立て又は干拓に係る区域の位置	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分の面積が修正前の埋立て又は干拓に係る区域の面積の10パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
10 高層建築物の建設	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。	10 高層建築物の建設	建築物の高さ	建築物の高さが10パーセント以上増加しないこと。
	建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。		延べ面積	延べ面積が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であること。		対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であること。
11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、市街化区域内にあっては4ヘクタール未満、市街化調整区域内にあっては2ヘクタール未満であること。	11 運動施設、レクリエーション施設等の建設	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、市街化区域内にある場合 に あっては4ヘクタール未満、市街化調整区域内にある場合 に あっては2ヘクタール未満であること。
	形質変更区域の位置(都市公園の新設の事業に限る。)	修正後の形質変更区域の面積が修正前の当該形質変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。		形質変更区域の位置(都市公園の新設の事業に限る。)	修正後の形質変更区域の面積が修正前の当該形質変更区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。
12 工業団地の造成	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。	12 工業団地の造成	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は1ヘクタール以上増加しないこと。		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は1ヘクタール以上増加しないこと。
13 流通業務団地の	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業	13 流通業務団地の	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業

造成		実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。	造成		実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、2ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は1ヘクタール以上増加しないこと。		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は1ヘクタール以上増加しないこと。
14 土地区画整理事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール(森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域を10ヘクタール以上含む場合にあっては4ヘクタール)未満であること。	14 土地区画整理事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、8ヘクタール(森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域を10ヘクタール以上含む場合にあっては4ヘクタール)未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は4ヘクタール(森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域を10ヘクタール以上含む場合にあっては2ヘクタール)以上増加しないこと。		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は4ヘクタール(森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域を10ヘクタール以上含む場合にあっては2ヘクタール)以上増加しないこと。
15 開発行為に係る事業(前各項に掲げるものを除く。)	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、市街化区域内にあっては4ヘクタール未満、市街化調整区域内にあっては2ヘクタール未満であること。	15 開発行為に係る事業(前各項に掲げるものを除く。)	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、市街化区域内にある場合にあっては4ヘクタール未満、市街化調整区域内にある場合にあっては2ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は市街化区域内にあっては2ヘクタール以上、市街化調整区域内にあっては1ヘクタール以上増加しないこと。		土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が修正前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は市街化区域内にある場合にあっては2ヘクタール以上、市街化調整区域内にある場合にあっては1ヘクタール以上増加しないこと。